

岐阜県スポーツ少年団各単位団及び各市町スポーツ少年団の活動における確認事項

県内の新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、各単位団及び各市町少年団において感染防止対策の「基本的な考え」を再確認の上、その都度防止対策の周知と、その必要な行動を徹底すること。

- ・単位団代表者は、団員や指導者・役員・スタッフ（家族、同居人含む）等と、情報共有及び連携の徹底を図る。
- ・熱中症対策の徹底（マスク等必要性の確認、活動時間、休憩時間、水分補給等）。
- ・団員等（単位団の全登録者）の日々の健康観察の徹底。
（参考：学校用「健康チェックカードの活用」岐阜県教育委員会ホームページに掲載）
- ・体調不良時（発熱、倦怠感、息苦しさ、微熱の継続）には、活動への参加を見合わせ、積極的に医療機関を受診する。
- ・家庭内における感染防止対策、感染リスクの高い行動を回避する。
- ・他団体と交流する場合は、必ず他団体の感染防止対策への対応状況を確認、把握した上で実施の可否を判断。
実施の場合は、「感染警戒QRシステム」または、政府の「接触アプリCOCOA」を積極的に活用。
※感染防止対策ができていない団体との交流は避けるよう努める。
- ・宿泊を伴う活動を自粛する。

◆単位団内及び関係者に新型コロナウイルス感染の疑いが生じた場合の対応

- ・別紙「岐阜県スポーツ少年団 新型コロナウイルス感染症への対応 フロー図」を参考に適切に対応すること。
- ・単位団関係者（団員及び指導者・役員・スタッフとその家族等）が、濃厚接触者（疑い含む）となった場合は、速やかに単位団代表者に連絡し、その代表者が、単位団としての「活動停止」を単位団の全登録者に周知すること。
- ・濃厚接触者（疑い含む）である単位団関係者で、PCR検査により、
 - ①「陽性」と判定された者は、「陰性」判定確認後、活動に参加することができることとする。
 - ②「陰性」と判定された者は、患者との最終接触日から2週間の自宅待機期間を経て、活動に参加することができることとする。
- ・単位団の活動を再開するには、対象者全員が参加可能な状態となる必要がある。
- ・感染あるいは濃厚接触者に関係なく、消毒等により、団員が所属する学校が休校になった場合、またはクラスが登校停止となった場合は、停止期間中の活動への参加は見合わせる。
休校、登校停止対象外の団員は、活動への参加を可能とする。